

さつま町奨学資金制度

高等学校（高等専門学校）、短期大学、専門学校、大学等に在籍し、経済的な理由により学費の支出が困難な方に対して、無利子で学費を貸与する奨学資金貸付制度があります。

○奨学資金の種類

普通奨学資金

- ・公立高等学校及び専門学校に在学している方 月額 10,000円以内
- ・私立高等学校及び専門学校に在学している方 月額 20,000円以内
- ・大学及び専修学校に在学している方 月額 30,000円以内

農業自営者育成奨学資金

- ・農業関係の高等学校又はこれと同等と認められる試験場、研究所などに在籍する方
月額 12,000円以内
- ・農業関係の大学又はこれと同等と認められる試験場、研究所などに在籍する方
月額 22,000円以内

○貸付条件等

- ・本町に住所を有する者の子弟であること。
- ・普通奨学資金の貸付対象者は、他の奨学資金（無利子のものに限る）の採用外になった者であること。
- ・奨学資金の返還は在学期間終了後、6ヶ月を経過した月の翌月から、貸付金額に応じて定められた期間内に返還していただきます。

○申込み・問い合わせ先

さつま町教育委員会 総務課（宮之城文化センター2階） 電話 52-1230

鹿児島県議会議員の選挙区が変わります。

※この選挙区は、平成19年4月8日執行の県議会議員選挙から施行されます。

◆立木の伐採は届け出が必要

最近、町内で無断伐採による行政機関からの指導が見受けられます。

森林法では、森林の所有者等が立木の伐採をする場合、市町村長に対して事前に「伐採及び伐採後の造林の届け出書」を提出することを義務づけています。

これは、市町村長が森林の立木の伐採及び伐採後の造林行為の実態を把握することに、森林の持つ様々な機能

（木材生産・水源かん養・土砂災害防止・地球環境の保全・保健レクリエーション機能など）を発揮するために、適正な森林施業を確保し、資源を守る上からも重要なこととなります。

この届け出を行わない伐採は、違法伐採として取り扱われ、国及び独立行政法人等が調達する木材・木製品として使用することが困難になります。

届け出を要する森林は地域

森林計画の対象となっている民有林です。

○問い合わせ先

・本庁耕地地林業課林務係
内線2431・2432
又は総合支所林務担当まで

選挙区	区	議員定数
鹿児島市・鹿児島郡区	鹿児島市及び鹿児島郡	19
鹿屋市区	鹿屋市	3
枕崎市区	枕崎市	1
阿久根市・出水郡区	阿久根市及び出水郡	1
出水市区	出水市	2
大口市・伊佐郡区	大口市及び伊佐郡	1
指宿市・揖宿郡区	指宿市及び揖宿郡	2
西之表市区	西之表市	1
垂水市区	垂水市	1
薩摩川内市区	薩摩川内市	3
日置市区	日置市	2
曾於市区	曾於市	1
霧島市区	霧島市及び湧水町	4
いちき串木野市区	いちき串木野市	1
南さつま市区	南さつま市	1
志布志市・曾於郡区	志布志市及び曾於郡	1
奄美市区	奄美市及び大島郡龍郷町	2
川辺郡区	川辺郡	1
薩摩郡区	薩摩郡	1
始良郡区	始良郡（湧水町を除く）	2
肝属郡区	肝属郡	1
熊毛郡区	熊毛郡	1
大島郡区	大島郡（龍郷町を除く）	2

